



エクエーター原則による 民間金融機関の変化

2006年10月27日

持続可能な原材料調達セミナー



Mizuho Corporate Bank
Sustainable Development Dept.

<Restricted Document>

本日の内容

<Restricted Document>



- エクエーター原則とは
- みずほコーポレート銀行の実施体制及び実績
- みずほコーポレート銀行のチャレンジ
- エクエーター原則による民間金融機関の変化



エクエーター原則とは

- エクエーター原則の発足
- エクエーター原則採択金融機関 (EPFIs)
- 適用範囲
- カテゴリー分類 (原則1)
- 適用すべき基準 (原則3)
- IFCパフォーマンススタンダード
- 世銀/IFC EHSガイドライン
- 個別プロジェクトに対する要求事項一覧 (1)
- 個別プロジェクトに対する要求事項一覧 (2)
- スポンサーリスクに関するチェック
- カテゴリー分類とスポンサーリスクのマトリクス管理
- 契約条項(コベナンツ)に関する要求事項 (原則8)
- プロジェクトファイナンスにおけるEP実施フロー

Mizuho Corporate Bank

<Restricted Document>



エクエーター原則の発足

- 背景
 - NGO等から公的金融機関に頼らず、独自の判断を求める声
 - 2002年10月以降、
ABN AMRO、Barclays、Citigroup、WestLB の4行が中核となり、IFCと協議
 - BankTrackをはじめとする欧米環境NGOにコンサルテーション実施
 - グリニッジ原則から、エクエーター原則へ
 - 発展途上国対象から、全世界対象へ
- 経緯
 - 2003年6月、IFC Participants Meetingの席上、欧米銀行10行が採択発表
 - 2006年4月、IFCパフォーマンススタンダード 運用開始
 - 2006年7月、エクエーター原則改定

■ 40 金融機関 (2006年10月)、シェア80%以上

ABN AMRO Bank	BES Group	Fortis	Rabobank Group
Banco Bradesco	Calyon	HBOS	Royal Bank of Canada
Banco do Brasil	Caja Navarra	HSBC Group	Sanpaolo IMI
Banco Itaú	CIBC	HVB Group	Standard Chartered Bank
Banca Intesa	Citigroup Inc.	ING Group	SMBC
Bank of America	Credit Suisse Group	KBC	The Royal Bank of Scotland
BMO Financial Group	Dexia Group	Manulife	Unibanco
BTMU	Dresdner Bank	Mizuho Corporate Bank	Wells Fargo
Barclays plc	EKF	Millennium bcp	WestLB AG
BBVA	FMO	Nedbank Group	Westpac Banking Corporation

Basel の定義に拠るプロジェクトファイナンス、及び関連するFA 業務 (注)

- 総資本コスト10百万米ドル以上のプロジェクト
- 新規プロジェクト、ならびに既存プロジェクトのアップグレード及び拡大(環境または社会的な付加的影響が大きい場合)
- 全世界、全産業のプロジェクト

(注) FA (Finance Advisory)業務の場合は、

1. エクエーター原則の内容、適用範囲、適用することのベネフィットについて事業者の理解を得る。
2. 事業者が融資を希望する場合、エクエーター原則の要求事項に遵守する意思を確認する。

カテゴリー分類 (原則1)

	エクエーター原則による区分	プロジェクトの影響
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する重大な影響(土地取得、非自発的移転、先住民族等) 生物多様性及び自然生息地に対する重大な影響 文化遺産に対する重大な影響 複合要因による重大な影響(個々の影響はカテゴリーAに相当しないが、累積的にカテゴリーAに相当する場合)
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって用意に対処可能なプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリーAの要因となる影響が比較的小さい 影響が一定の事業地域に限定され、公害防止設備等の技術的対策で対処可能
C	社会影響または環境影響が、最小または全く内プロジェクト (スクリーニング以降、それ以上のアクションは必要ない)	<ul style="list-style-type: none"> 社会影響または環境影響が軽微で悪化が見えない

適用すべき基準 (原則3)

- 社会・環境関連の現地国法 (注)
- IFC パフォーマンススタンダード
- 世銀/IFC EHS ガイドライン

(注) 高所得経済圏に属するOECD加盟国(下記参照)に立地するプロジェクトに関しては、現地国環境関連法を遵守していれば、IFCパフォーマンススタンダード、及び世銀/IFC EHSガイドラインの要求事項を満たしているとみなすことができる。

<以下24ヶ国が対象>

オーストラリア
カナダ
フランス
アイスランド
日本
オランダ
ポルトガル
スイス

オーストリア
デンマーク
ドイツ
アイルランド
韓国
ニュージーランド
スペイン
英国

ベルギー
フィンランド
ギリシャ
イタリア
ルクセンブルグ
ノルウェイ
スウェーデン
米国

IFCパフォーマンススタンダード

■ 2006年4月30日、IFCパフォーマンススタンダード(PS)が適用

- PS1: 社会・環境アセスメントとマネジメントシステム
- PS2: 労働者と労働条件
- PS3: 汚染の防止・削減
- PS4: 地域社会の衛生・安全・保安
- PS5: 土地取得と非自発的移転
- PS6: 生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理
- PS7: 先住民族
- PS8: 文化遺産

■ みずほフィナンシャルグループのウェブサイト日本語訳掲載

- http://www.mizuho-fg.co.jp/activity/environment/equator/principle_jp.html

世銀/IFC EHSガイドライン

世界銀行ガイドライン(PPAH)		IFCガイドライン	
1. アルミニウム製造	22. 配合肥料製造	1. 空港	15. 石油および天然ガス開発
2. 基礎金属鉱石および鉄鉱石採掘	23. モニタリング	2. 陶磁器タイル製造	(海上)
3. ビール醸造	24. ニッケル製錬および精製	3. 建設資材プラント	16. ポリ塩化ビフェニル(PCB)
4. セメント製造	25. 窒素肥料製造	4. 送電および配電	17. 農業取扱いおよび使用
5. 塩素 - アルカリ製造	26. 石油および天然ガス開発 (陸上)	5. 水産加工	18. プランテーション
6. 石炭採掘	27. 農業合成	6. 食品および飲料製造	19. 港湾施設
7. コークス製造	28. 農業製造	7. 林業: 伐採	20. 鉄道
8. 銅製錬	29. 石油化学	8. ガスターミナルシステム	21. 道路および高速道路
9. 乳製品製造	30. 石油精製	9. 地熱開発	22. 電気通信施設
10. 染料製造	31. 医薬品製造	10. 有害物質管理	23. 観光および宿泊施設開発
11. 電子工業	32. リン酸肥料製造	11. 医療施設	24. 廃棄物管理施設
12. 電気メッキ	33. 印刷業	12. 人命および火災安全	25. 排水の再利用
13. 鋳造	34. 紙およびパルプ	13. 労働安全衛生	26. 荒野管理
14. 果物および野菜の加工	35. 砂糖製造	14. オフィスビル	27. 風力エネルギー変換システム
15. 一般工業	36. 皮なめしおよび皮製品製造		28. 木材製品工業
16. ガラス製造	37. 繊維製造		
17. 工業団地	38. 火力発電 (新設)		
18. 製鉄および鉄鋼製造	39. 火力発電 (改修)		
19. 鉛および亜鉛製錬	40. 植物油精製		
20. 肉類の処理	41. 木材処理		
21. ミニルによる製鉄および鉄鋼製造			

例外: 採掘および選鉱 - 坑内採掘
採掘および選鉱 - 露天採掘

個別プロジェクトに対する要求事項一覧 (1)

<Restricted Document>

高所得経済圏に属するOECD 加盟国 (24ヶ国) に該当しない地域に立地するプロジェクト (1)

要求事項	カテゴリ-A	カテゴリ-B	カテゴリ-C	実施主体
スクリーニング ^{*1} 及びカテゴリ分類 〔原則1〕	要			EPFI ^{*5}
SEA報告書 ^{*2} (原則2)	要			借入人
適用すべき社会・環境基準 (原則3)	・ 現地国の法律、規制、ならびに、許認可 ・ IFCパフォーマンススタンダード ・ 世銀/IFC EHSガイドライン			
AP ^{*3} の作成 (原則4)	要			借入人
AP実施のための社会・環境マネジメントシステムの構築 (原則4)	要			借入人
プロジェクトの影響を受けるコミュニティとのコンサルテーション 〔原則5〕	要	要する場合がある		政府、借入人、または第三者の専門家
SEA報告書及びAPの開示 (原則5)	要	要する場合がある		借入人
苦情処理メカニズムの策定 (原則6)	要	要する場合がある		借入人
SEA報告書、AP、ならびにコンサルテーションプロセスに関する文書のレビュー ^{*4} (原則7)	要	要する場合がある		融資団が雇用する独立した専門家
契約条項 (コベンツ) (原則8)	・ 現地国法、及びAP(作成した場合)の遵守 ・ 上記遵守状況の定期報告(年1回以上) ・ 廃棄計画(作成すべき場合)の遵守			EPFI 及び借入人
モニタリングと報告 (原則9)	要	要する場合がある		借入人が雇用する外部専門家

個別プロジェクトに対する要求事項一覧 (2)

<Restricted Document>

高所得経済圏に属するOECD 加盟国 (24ヶ国) に該当しない地域に立地するプロジェクト (2)

要求事項	カテゴリ-A	カテゴリ-B	カテゴリ-C (*)	実施主体
インフラのレビュー (ダム、尾鉱ダム、あるいは灰捨場) [IFC PS4]	要 (適用となる場合)			顧客が雇用する、一人、またはそれ以上の資格を有する専門家 資格を持つ経験豊かな外部専門家
生物多様性 (絶滅危惧種を含む) のアセスメント [IFC PS6]	要 (適用となる場合)			
先住民に関するアセスメント [IFC PS7]	要 (適用となる場合)			
文化遺産に関するアセスメント [IFC PS8]	要 (適用となる場合)			

(*) カテゴリ-C: 通常、これらの要求事項を伴うプロジェクトが、'C'に分類されることはない。

<用語解説>

スクリーニング ^{*1}	プロジェクトに起因して生じ得る社会・環境影響及びリスクを把握しカテゴリ分類をするために、エクサター原則に基づき、SEA報告書及び関連情報を簡易にチェックすること。
SEA報告書 ^{*2}	社会・環境アセスメント報告書。プロジェクトが影響を及ぼす地域に与える社会的・環境的影響及びリスク (労働、衛生、及び安全に関する問題を含む)、ならびに、プロジェクトが立地する国の法規、規制、及び許認可の遵守状況、世銀/IFC EHSガイドラインの遵守状況等が記載される。また、関連性がある場合には、エクサター原則、別添2の例示リストa)-s)に記載のある事項 (解説6-1)を含む場合がある。
AP ^{*3}	アクションプラン。SEAの結果、指摘された影響とリスクを管理するために必要な緩和策、是正措置、及びモニタリングを実施するのに要する行動計画とその優先順位。
レビュー ^{*4}	プロジェクトに起因して生じ得る社会・環境影響及びリスクを把握し、適切な緩和策がとられること確認するために、エクサター原則に基づき、SEA報告書及び関連情報を精査すること。

スポンサーリスクに関するチェック

- スポンサーの管理能力は、社会・環境配慮事項を管理する上で重要な要因

評価対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会・環境リスクマネジメント体制の発展度 ● 社会・環境リスクにおけるレピュテーションの状況
カテゴリー分類	<ul style="list-style-type: none"> ● High Risk ● Medium Risk ● Low Risk
情報ソース	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接ヒヤリング ● スポンサーのウェブサイト ● メディア報道 ● 環境NGOからの情報

カテゴリー分類とスポンサーリスクのマトリックス管理

- AP作成のガイドライン

	High Risk	Medium Risk	Low Risk
A	原則、融資しない 融資する場合: - 専門家によるAPのレビュー - AP遵守コベナンツの設定	- 専門家によるAPのレビュー - AP遵守コベナンツの設定	- 専門家によるAPのレビュー - AP遵守コベナンツの設定
B	- APの作成 - AP遵守コベナンツの設定	- APの作成 - AP遵守コベナンツの設定	要求事項特になし
C	スポンサーのレピュテーションリスクの確認	要求事項特になし	要求事項特になし

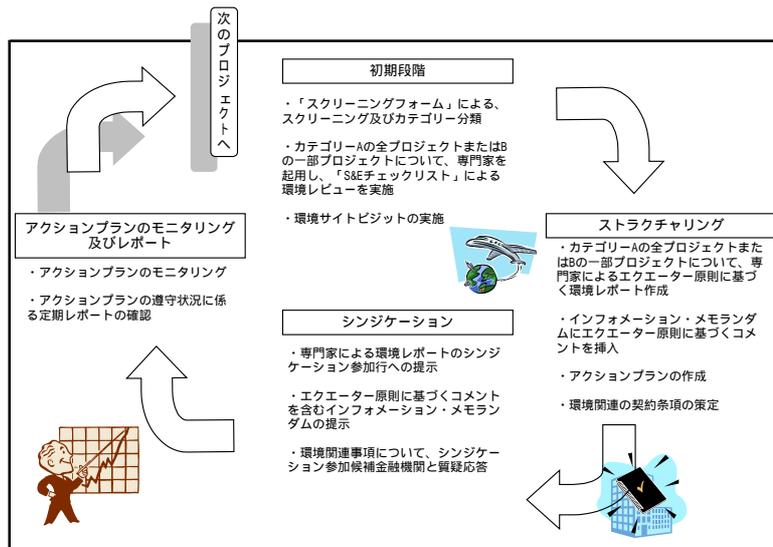
(AP: アクションプラン)

契約条項(コベナンツ)に関する要求事項(原則8)

- カテゴリーA及びBのプロジェクトについては、融資契約に以下の契約条項(コベナンツ)を盛り込む
 - a) 全ての重要事項に関し、現地国の社会・環境に関わる全ての関連する法律、規制、及び許認可を遵守する
 - b) 全ての重要事項に関し、プロジェクトの建設と操業の期間を通じて、AP(作成すべき場合)を遵守する
 - c) 社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される、定期報告書(これら報告の頻度は、影響の重大性に見合ったものとする、または、法律の要求に従う。但し、少なくとも年に一回以上とする)をEPFIと合意した書式で提出する。その定期報告書は、
 - i) AP(作成すべき場合)の遵守状況を文書化する、及び
 - ii) 社会・環境に関する地域、州、及び現地国の関連する法律、規制、及び許認可に対する遵守状況を表明する
 - d) 合意した廃棄計画(作成すべき場合、及び適切な場合)に従って、施設を廃棄する
- 借入人が社会・環境配慮に関する契約条項(コベナンツ)を遵守していない場合、営業部点は、借入人と協力して、実施可能な限り契約条項の遵守を回復させるよう努める

プロジェクトファイナンスにおけるEP実施フロー

■ PF実施の各ステージにおけるEP関連実務





みずほコーポレート銀行の実施体制及び実績

- 邦銀とプロジェクトファイナンス
- 邦銀によるエクエーター原則の採択
- グローバル環境室の位置付け
- グローバル環境室の構成員
- プロジェクトファイナンス実施拠点
- グローバル環境室による一元管理
- 適用実績 (1)
- 適用実績 (2)

Mizuho Corporate Bank

<Restricted Document>



邦銀とプロジェクトファイナンス

- 1995年から2005年までの融資額によるランキング

Lenders to Project Finance Transactions (Global) 1995-2005

RANK	BANK	DEBT (US\$M)	DEALS	EPFI
1	Mizuho Financial Group	25,434.91	657	
2	Calyon	24,544.24	673	
3	HVB Group	18,621.82	604	
4	BNP Paribas	21,982.62	603	
5	ABN AMRO	21,803.83	555	
6	Sumitomo Mitsui Banking Corp	15,749.80	501	
7	Mitsubishi Tokyo Financial Group	15,053.13	479	
8	SG Corporate & Investment Banking	17,480.00	465	-
9	Royal Bank of Scotland	17,810.40	436	
10	Dresdner Kleinwort Wasserstein	15,008.50	428	

Source: Dealogic Loanware

邦銀によるエクエーター原則の採択

■ 邦銀3行の採択時期

みずほコーポレート銀行 : 2003年10月



三菱東京UFJ銀行 : 2005年12月

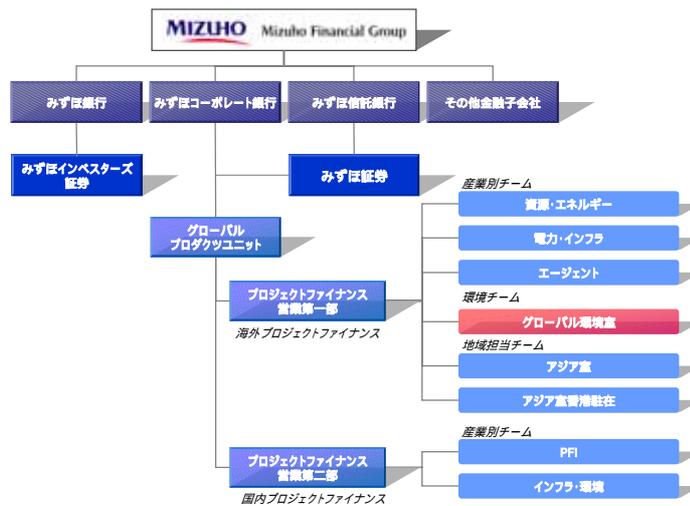


三井住友銀行 : 2006年1月



グローバル環境室の位置付け

■ グローバル環境室(Sustainable Development Department)は、プロジェクトファイナンス営業第一部の部内室



グローバル環境室の構成員

<Restricted Document>

■ 室長以下5名

- 室長 - プロパー行員
 - ISO14001 環境審査員補
 - 水質関係第一種公害防止管理者
- 環境アセスメント担当 2名
- アシスタント 1名
- シニアアドバイザー 1名 (ワシントンDC在住)

■ 環境コンサルタント

- 環境技術面サポートのため、環境コンサルタントをリテイン

プロジェクトファイナンス実施拠点

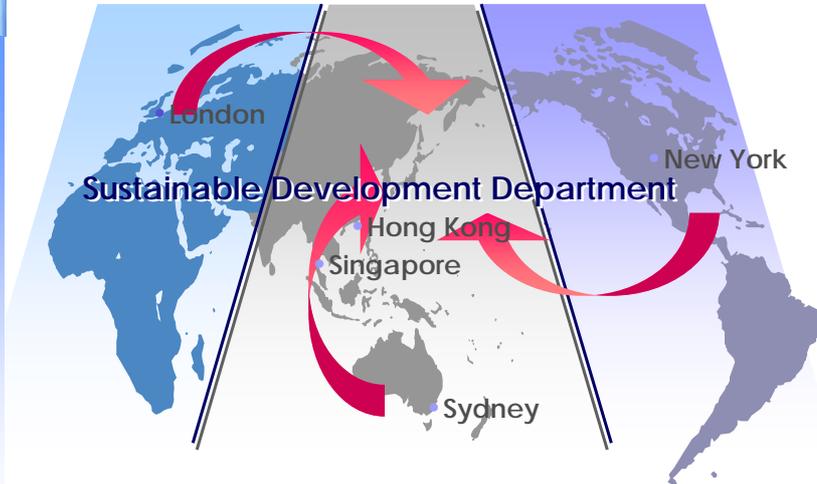
<Restricted Document>

■ 6拠点に約150名の専門スタッフ



グローバル環境室による一元管理

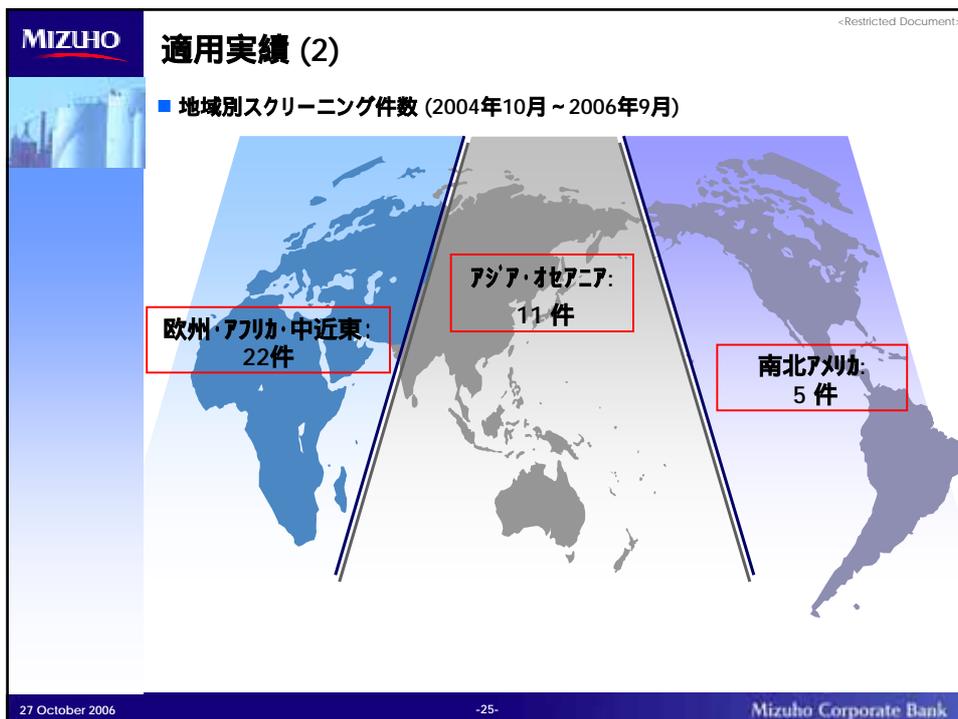
- グローバル環境室の英文名称は、Sustainable Development Department



適用実績 (1)

- 産業セクター別スクリーニング実績 (2004年10月～2006年9月)

カテゴリー	産業セクター					小計
	石油/ガス /L N G	鉱山	石油化学	電力	インフラ	
A	2	2	0	0	0	4
B	8	0	7	11	5	31
C	0	0	0	2	1	3
小計	10	2	7	13	6	-
合計	38					



MIZUHO Channel to Discovery

みずほコーポレート銀行の チャレンジ

- 採択・準備・実施の経緯
- 実施体制構築上の課題
- チャレンジ2-1: サステナビリティ概念の融資への導入
- チャレンジ2-2: 融資決裁・事務フロー
- チャレンジ3-1: JBICガイドラインとの整合性
- チャレンジ3-2: みずほ版社会・環境チェックリストの概要
- チャレンジ3-3: JBICガイドラインとの比較
- チャレンジ4: 環境NGO等ステークホルダーへの対応

Mizuho Corporate Bank

<Restricted Document>

採択・準備・実施の経緯

<Restricted Document>

- 2003年10月; 18番目の採択行に
 - 担当一名をプロジェクトファイナンス部に配置
- 2004年9月; マニュアル完成
 - 38業種をカバーする産業別チェックリストを含む
- 2004年10月; 運用開始
 - 東京が関与するプロジェクトファイナンスを対象に運用開始
- 2005年4月; グローバル運営開始
 - 東京, NY, London, Sydney, Singapore 及び Hong Kongを対象に
- 2006年3月; グローバル環境室設置
- 2006年7月; 新エクエーター原則を採択

実施体制構築上の課題

<Restricted Document>

■ 4つのチャレンジ

1 IFC環境ポリシー/ガイドラインについての理解

- 最初のミッションは、何をコミットしたか把握することであった

2 サステナビリティ概念の融資への導入

- 「みずほの企業行動規範」は、環境保全と経済発展の両立を謳っているが、実際の融資業務に組み込んだ経験がなかった

3 国際協力銀行(JBIC)の環境ガイドラインとの整合性

- JBICは、2003年10月、新環境ガイドラインの適用を開始した

4 環境NGO等ステークホルダーへの対応

- 環境NGOに対する担当窓口無し

チャレンジ2-1: サステナビリティ概念の融資への導入

課題

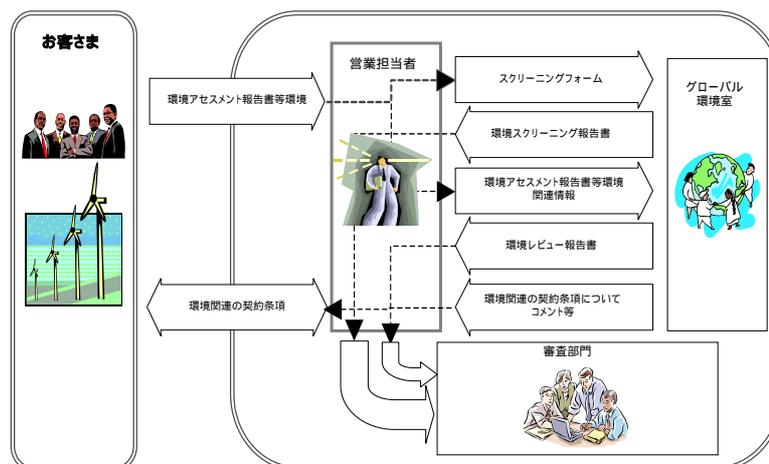
- 融資決裁、融資事務フローにおけるエクエーター原則適用の位置づけ

解決策

- 審査部門との役割調整
- 世界各拠点のプロファイ担当者向け説明会実施
- 関係者のメーリングリスト化、E-Mailによる情報提供

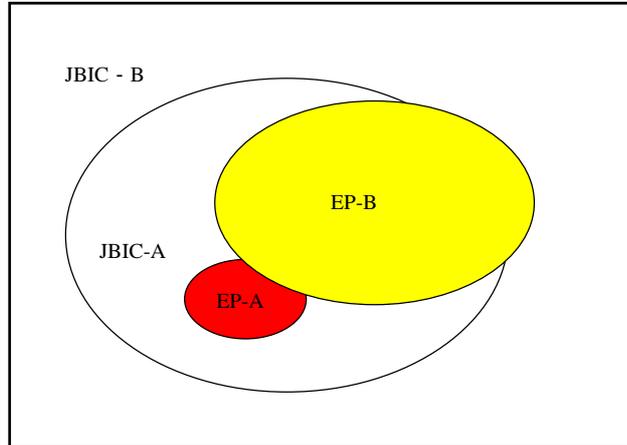
チャレンジ2-2: 融資決裁・事務フロー

- エクエーター原則実施手順を組み込んだ融資決裁・事務フロー



チャレンジ3-3: JBICガイドラインとの比較

■ カテゴリー分類の対比(イメージ図)



チャレンジ4: 環境NGO等ステークホルダーへの対応

■ グローバル環境室“Sustainable Development Department”の設置

- 邦銀が“Sustainable Development”を冠した部署を設置したのは初めて

■ 環境NGOへの対応

- グローバル環境室が、グローバルに環境NGOへ対応する体制

■ EPFI公式ウェブサイトの運営

- 2006年11月より、<http://www.equator-principles.com/> を運営



エクエーター原則による民間金融機関の変化

- EPFIsの変化 (1)
- EPFIsの変化 (2)
- 環境NGOとの争点
- 環境NGOからの恩恵
- 民間金融機関の変化

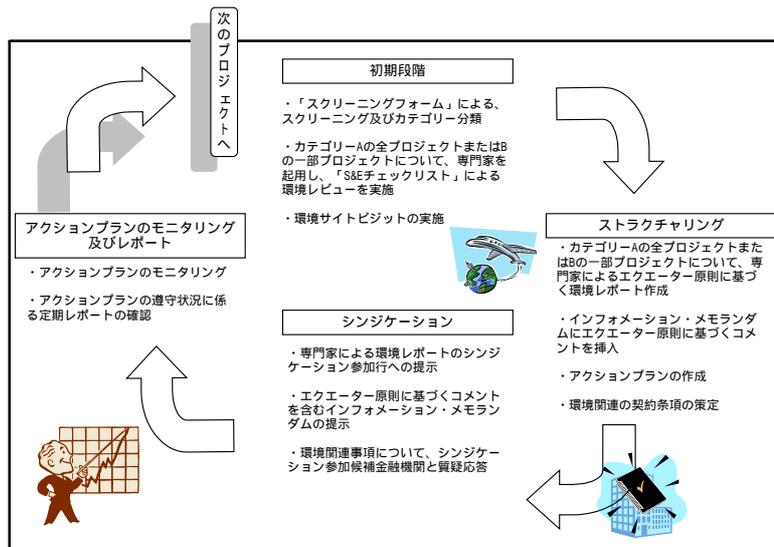
Mizuho Corporate Bank

<Restricted Document>



EPFIsの変化 (1)

- PF実施の各ステージにおけるEP関連実務



■ 環境マネジメントが、リードアレンジャー業務の大きな柱に

- リスク評価 アクションプラン作成 契約条項策定 モニタリング実施

■ EPFIs 内のレピュテーション維持が、インセンティブに

- EPに基づく環境レポート、及びインフォメーション・メモランダムの高クオリティ

■ EPFIs 間の情報交換の活発化

- PF以外へのEP適用
- アクションプラン作成あるいは契約条項策定での協働作業

PS6: 生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理

■ 自然生息地

7. 自然生息地では、顧客は、以下の条件が充足されない限り、その生息地を大きく転換、または劣化させない:

- 技術的かつ財務的に実施可能な代替案が無い。
- プロジェクトの全体利益が、コスト(環境及び生物多様性へのコストを含む)を上回る。
- 一切の転換または劣化は、適切に緩和される。

8. 実施可能な場合は、緩和策は、生物多様性が純減しないように計画される。それは、下記のようなアクションの組み合わせを含む場合がある:

- 操業後の生息地の回復。
- 生態学的に類似した、生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた、損失の相殺。
- 生物多様性の直接的な利用者への補償。

環境NGOからの恩恵

<Restricted Document>

- 環境問題は、民間金融機関にとってレピュテーションリスク
- 環境NGO、メディアの視線が最大の脅威
- 環境NGOからの恩恵
 - 地域住民の声の反映
 - コンスタントな現地情報の把握
 - 非英語圏情報の迅速な把握
 - 事業者が見落としている事実の多面的な把握
 - 事業者との交渉の梃子

民間金融機関の変化

<Restricted Document>

■ むすび

エクセーター原則の採択は、
 民間金融機関に、環境社会配慮のための組織構築を促し、
 「持続可能な社会の発展への貢献」
 を目指して、
 新たな貢献策を創造し、競い合う
 良い意味での競争原理を生み出している



- **みずほフィナンシャルグループのエクエーター原則紹介サイト**

http://www.mizuho-fg.co.jp/activity/environment/equator/equator_jp.html

エクエーター原則、及びFCパフォーマンススタンダードの日本語訳も掲載

- **問い合わせ先**

みずほコーポレート銀行
プロジェクトファイナンス営業第一部
グローバル環境室
小田原 治
osamu.odawara@mizuho-cb.co.jp